

調達件名：低圧電気の調達（地区別 計3地区）

令和2年11月12日現在

番号	質問等の内容	質問等に対する回答	備考
1	入札金額の算定にあたり、弊社の算定方法により未使用月の基本料金について、半額としてよろしいか。	構いません。	
2	入札金額の算定にあたり、低圧電力の力率割引については適用しても良いか。	入札公告「1 調達内容」に記載のとおり、『入札書に記載する金額の算定に当たっては、力率割引又は割増、発電費用等に係る燃料価格変動の調整額及び電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金は考慮しないこと』としております。	
3	入札参加資格書類の提出は、アンケートの送信と合わせてメールでも宜しいでしょうか。	入札参加資格書類の提出については、郵送にて提出下さい。アンケートについては、メール又はFAXによる提出で構いません。	
4	予定価格とは、令和2年度に落札された金額のことでしょうか。	予定価格は、落札金額を決定するための基準となるものであり、令和2年度に落札された金額ではありません。	
5	使用期間が「令和3年4月1日から令和4年3月31日」となっておりますが、電力の他社へ（他社から）の切替は計量日（検針日）が原則であり、また、本案件は低圧電力でもある事より、使用期間（供給期間）を「令和3年4月検針日から令和4年4月検針日前日」と見做して宜しいでしょうか。	使用期間は「令和3年4月1日から令和4年3月31日」であり、「令和3年4月検針日から令和4年4月検針日前日」と見做すことはできません。	
6	弊社は動力（低圧電力）基本料金の力率による割引割増を実施しておりません。この場合「応札単価＝契約単価＝請求単価」として宜しいでしょうか。	「応札単価＝契約単価＝請求単価」にはなりません。入札公告「1 調達内容」に記載のとおり、『入札書に記載する金額の算定に当たっては、力率割引又は割増、発電費用等に係る燃料価格変動の調整額及び電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金は考慮しないこと』としておりますが、仕様書「2. 仕様（8）その他①」に記載のとおり、契約締結後における電気料金請求時に際しては、一般送配電事業者の力率割引割増を適用するものとします。	
7	入札内訳書のExcelデータをいただけますか。	落札後に提出頂く入札内訳書の様式は任意様式で構いませんが、希望者には参考様式を配付可能です。	
8	3地区すべてに参加する場合において、【「低圧電気の調達（地区別 計3地区）」に係る入札に関する競争参加資格確認書類の提出について】は1部のみ提出でよろしいでしょうか。また、適合証明書はエリア別に分けて作成し添付書類はエリア別の部数が必要でしょうか。	【「低圧電気の調達（地区別 計3地区）」に係る入札に関する競争参加資格確認書類の提出について】および添付書類は1部のみ提出で構いません。なお、適合証明書はエリア別に分けて作成のうえ提出下さい。	
9	落札後に提出する内訳書は任意様式でよろしいでしょうか。	7の回答を参照下さい。	
10	弊社は不使用月の基本料金は半額（さらに低圧電力の場合はその月の力率を85%とみなします）としますが、入札金額の算定においても同様としてよろしいでしょうか。	6の回答を参照下さい。	

※質問内容に個人に関する情報であって特定の個人を識別し得る記述がある場合及び法人等の財産権等を侵害するおそれのある記述がある場合には、当該箇所を伏せ又は当該質問を掲載しておりません。